

## 神奈川県道路位置指定等要領【資料編】

## 【建築基準法】

(道路の定義)

**第四十二条** この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路
- 二 都市計画法、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）又は密集市街地整備法（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路
- 三 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更又は第六十八条の九第一項の規定に基づく条例の制定若しくは改正によりこの章の規定が適用されるに至つた際現に存在する道
- 四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
- 五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2～6 （略）

## 【建築基準法施行令】

(道に関する基準)

**第四百四十四条の四** 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合には、袋路状道路（法第四十三条第三項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
    - イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合
    - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
    - ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
    - ニ 幅員が六メートル以上の場合
    - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
  - 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分に道を含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
  - 四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
  - 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠（きよ）その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

## 【建築基準法施行規則】

(道路の位置の指定の申請)

**第九条** 法第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第四百四十四条の四第一項及び第二項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

(指定道路等の公告及び通知)

**第十条** 特定行政庁は、法第四十二条第一項第四号若しくは第五号、第二項若しくは第四項又は法第六十八条の七第一項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

**2** 特定行政庁は、法第四十二条第三項の規定による水平距離の指定（以下この項及び次条において「水平距離指定」という。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 水平距離指定の年月日
- 二 水平距離指定に係る道路の部分の位置
- 三 水平距離指定に係る道路の部分の延長
- 四 水平距離

**3** 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(指定道路図及び指定道路調書)

**第十条の二** 特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下この条及び第十一条の四第一項第七号において「指定道路図」という。）及び調書（以下この条及び第十一条の四第一項第八号において「指定道路調書」という。）を作成し、これらを保存するときは、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 指定道路図は、少なくとも指定道路の種類及び位置を、付近の地形及び方位を表示した縮尺二千五百分の一以上の平面図に記載して作成すること。この場合において、できる限り一葉の図面に表示すること。
- 二 指定道路調書は、指定道路ごとに作成すること。
- 三 指定道路調書には、少なくとも前条第一項各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記第四十二号の二十四様式とすること。
- 四 特定行政庁は、第九条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、申請者の氏名を指定道路調書に記載すること。

**五** 特定行政庁は、水平距離指定をした場合においては、水平距離指定に係る道路の部分の位置を指定道路図に、前条第二項各号に掲げる事項を指定道路調書に記載すること。

**2** 指定道路図又は指定道路調書に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてそれぞれ指定道路図又は指定道路調書への記載に代えることができる。

#### 【建設省告示第 1837 号 昭和 45 年 12 月 28 日】

##### 道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一四四条の四第一項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が二メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが二台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

#### 【神奈川県建築基準条例】

(道に関する基準)

**第 52 条の 17 の 2** 政令第 144 条の 4 第 2 項の規定により条例で定める基準は、道の周囲（他の道路に接続する部分を除く。）をコンクリートその他の耐水材料で作られている側溝、縁石等により囲んだものであることとする。

**2** 前項の基準の適用区域は、法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く市町村の区域以外の区域とする。

#### 【神奈川県建築基準法施行細則】

(道路の位置の指定等)

**第 3 条** 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定申請書（第 2 号様式）の正本及び副本に、省令第 9 条に規定する附近見取図のほか、同条に規定する地籍図として次の表に掲げる図面、指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「指定道路敷」という。）の所有者及びその指定道路敷又はその指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の道路の位置の指定承諾書（指定道路敷の所有者等用）（第 3 号様式）、指定道路敷を政令第 144 条の 4 第 1 項及び条例第 52 条の 17 の 2 に規定する基準に適合するように管理する者の道路の位置の指定承諾書（指定道路敷の管理者用）（第 3 号様式の 2）並びに指定道路敷に係る土地の登記事項証明書その他知事が必要と認める図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、指定を受けようとする道路、その道路を利用しようとする敷地及びこれらに接する道路（以下この項において「計画敷地」という。）が平坦な場合にあつては、3 の項に掲げる図面を省略することができる。

	図面の種類	明示しなければならない事項
1	敷地計画図	(1) 指定を受けようとする道路の位置、構造及び勾配 (2) 計画敷地境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造 (3) 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定した計画道路を含む。） (4) 計画敷地の周辺の地形及び地物
2	排水計画図	指定を受けようとする道路、計画敷地内の側溝及び下水管の位置及び構造並びにそれらの排水流末の処理方法
3	高低測量図	(1) 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。） (2) 計画敷地境界線 (3) 指定を受けようとする道路の位置 (4) 既存道路の位置

2 前項の表に掲げる図面に明示しなければならない事項が他の図書に明示されている場合においては、同項の規定にかかわらず、その図書をもって当該図面に替えることができる。

3 法第42条第1項第5号の規定による道路（法附則第5項の規定により道路とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の位置を変更しようとする場合（次項に掲げる場合を除く。）については、第1項及び前項の規定を準用する。この場合において、第1項中「道路の位置の指定申請書（第2号様式）」とあるのは「道路の位置の変更申請書（第4号様式）」と、「指定を受けようとする道路」とあるのは「指定を受けた道路のうち位置の変更により廃止しようとする部分及び指定を受けた道路に接する土地のうち位置の変更により指定を受けようとする部分」と、「道路の位置の指定承諾書（指定道路敷の所有者等用）（第3号様式）」とあるのは「道路の位置の変更承諾書（指定道路敷の所有者等用）（第4号様式の2）」と、「指定道路敷を」とあるのは「指定道路敷（指定を受けた道路のうち位置の変更により廃止しようとする部分を除く。）を」と、「道路の位置の指定承諾書（指定道路敷の管理者用）（第3号様式の2）」とあるのは「道路の位置の変更承諾書（指定道路敷の管理者用）（第4号様式の2の2）」と読み替えるものとする。

4 法第42条第1項第5号の規定による道路の全部又は一部を廃止しようとする者は、位置指定道路の廃止申請書（第4号様式の3）の正本及び副本に、省令第9条に規定する附近見取図のほか、次の表に掲げる図面、廃止しようとする道路の敷地の土地（以下「廃止道路敷」という。）の所有者及びその廃止道路敷に関して権利を有する者の承諾書（第4号様式の4）並びに廃止道路敷に係る土地の登記事項証明書その他知事が必要と認める図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、道路の全部を廃止する場合にあつては、2の項に掲げる図面を省略することができる。

	図面の種類	明示しなければならない事項
1	敷地計画図	(1) 縮尺、方位、廃止しようとする道路の位置、延長及び幅員 (2) 廃止道路敷の境界、地番、地目及び廃止道路敷の所有者並びにその廃止道路敷に関して権利を有する者の氏名 (3) 廃止道路敷に接する敷地及び道路の廃止後の敷地の宅地割 (4) 廃止道路敷周辺の既存道路（都市計画として決定した計画道路を含む。）の位置
2	排水計画図	廃止しようとする道路、道路の廃止後の廃止道路敷周辺の側溝及び下水管の位置及び構造並びにそれらの排水流末の処理方法

5 第2項の規定は、前項の規定により申請する場合に準用する。

6 前2項の規定は、次の各号に掲げる法第42条第1項第5号の規定による道路の全部又は一部の廃止については適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は同法第35条の2の規定による開発許可を受けた開発区域内で、開発行為が着手された部分に存在する道路
- (2) 都市計画法による都市計画事業として施行される市街地開発事業の施行区域内で、事業が着手された部分に存在する道路
- (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区内で、事業が着手された部分に存在する道路
- (4) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業の施行地区内で、事業が着手された部分に存在する道路
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示を受けた部分に存在する道路

7 第1項（第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の道路の位置の指定申請書及び道路の位置の変更申請書並びに第4項の位置指定道路の廃止申請書の提出部数は、正本1部及び副本4部とする。